

- ②自賠責、任意、裁判所での基準のちがい
- ③自賠責の重過失減額と一般の過失割合とのちがい
- ④好意同乗減額とは？
- ⑤労災保険控除、求償等の関係
- ⑥運行供用者とは？
- ⑦他人性とは？
- ⑧免責条項の解釈の仕方

- ・ 許諾被保険者
- ・ 被保険者の使用者
- ・ 無免許運転、酒酔運転

以上、『生命保険・損害保険をめぐる法律と税務』

(坂和章平編著・新日本法規出版、1997年3月出版) 参照。

3 金融ビッグバン——保険(料率)自由化の認識

- (1) 1993年 日米包括経済協定で保険分野の協議開始
 - ・ 保険料率の自由化
 - ・ 生保・損保の相互乗り入れ
 - ・ 傷害保険やがん保険など第三分野の保護
- (2) 1996年4月1日 新保険業法の施行
 - ・ 生保・損保子会社による相互乗り入れ
- (3) 1996年12月 日米保険協議決着
 - ・ 1998年7月までに損害保険料率自由化
- (4) 1998年7月は損保業界にとって節目の月
(保険料率の自由化の月)(資料④)
 - ・ セゾン自動車火災保険が「A P S」を発売
 - ・ セコム東洋が損害保険保険料 20% ダウン(通販)
 - ・ ソニーが損保子会社設立(ソニーインシュアランスプランニング)
 - ・ アメリカンホーム保険、チューリッヒ保険「リスク細分型保険」発売
 - ・ 東京海上「T・A・P」発売。他の損保も追随。
 - ・ 通販、インターネットを活用した販売で低保険料を実現
 - ・ 補償内容を選択する新保険
 - ・ フランスのアクサU A P 日本へ損保進出
 - ①損保業界淘汰の時代 ②自己責任の原則の再確認
- (5) 1999年は損保業界の「再編元年」(資料⑤)
 - 『織田信長、保険を統一』
 - 『坂本竜馬、時代を超えてこれに賛同
 - 「皆、口座にまとめよ」
 - 「時代が変わる。保険も変わらないかんぜよ。」』
 - 『「まとめ」のお手本、毛利元成』

第3 交通事故が発生した場合の対応

1 ケース分け

┌直接交渉

└民事事件(被害者への賠償)——十保険会社の示談代行

③休業損害・逸失利益（基礎収入・期間）

- a 現実の収入・自賠の定額・平均賃金・賃金センサス
- b 主婦の収入
- c 会社役員の役員報酬
- d 自営業者の収入の証明。過少申告
- e 働く意思のある無職者の逸失利益

④タクシーによる通院の必要性

5 争いとなった場合の事実認定の大変さ

(1) 過失割合の判定

事故の再現——速度、指示器を出した地点など当事者本人ですら
正確なところは判らない。

(確認の方法)

- ・裁判において当事者本人を尋問する中で信憑性をみる方法
- ・実況見分調書もいい加減なものはあるが、客観的資料として威力あり
- ・供述調書——不起訴となった場合は取り寄せ不能

⇒ (教訓)・記憶の鮮明なうちにメモをとること

- ・現場保存、写真撮影、信号周期の確認など

(2) 治療の必要性、因果関係（既往症・私病の影響）

神経的な痛みなど、被害者（患者）の主観によるもの。

——治療の必要性？

(確認の方法)

- ・早い段階から治療費打ち切り通知
- ・交渉段階で担当医師に病状の照会、裁判において担当医師の尋問
- ・カルテ、レントゲン写真の取り寄せ
- ・後遺障害の等級認定

⇒ (教訓)・治療状況等をまめにチェック

- ・治療打ち切りの意思表示を明確に

(3) 収入の立証

会社役員の場合・過少申告の場合

逸失利益——後遺障害・死亡

(確認の方法)

- ・裁判において当事者本人を尋問する中で信憑性をみる方法
- ・平均賃金、賃金センサス

⇒ (教訓)・正しい申告

6 交通事故と弁護士

① 保険会社には顧問弁護士がついている。しかし被害者には弁護士の
応援はない。——そのすき間をどう考えるか？

被害者支援弁護士ネットワークの発足

② T A P は自分が被害者となった時も保険会社が賠償してくれる。

③ 刑事事件も被害者には弁護士の応援はない。

7 まとめ

交通事故を起こさないのが1番であることはいうまでもないが、それは
不可能。

転ばぬ先の対策として、

- ・事業者としては①従業員に対する安全運転の奨励・教育
 - ②交通事故の処理システムについて知識の習得
 - ③信頼できる保険会社（しっかりした代理店）と時流にあった十分な補償のある保険契約
- ・一般個人も最低限、任意保険への加入は常識

第4 『交通死』（二木雄策著 岩波新書 1997年6月出版）を考える

（資料⑥）

1 目次

- 第1章 一万人を超す年間犠牲者——交通事故と交通犯罪——
- 第2章 被害者抜きの形式裁判——刑事裁判の実態——
- 第3章 軽すぎる刑罰——交通犯罪の量刑——
- 第4章 ビジネスとしての賠償交渉——保険会社と弁護士——
- 第5章 なぜ本人訴訟なのか——調停と民事裁判——
- 第6章 定型・定額化している損害賠償——賠償の理念と現実——
- 第7章 没論理的な算定方式——逸失利益の検討——
- 第8章 差別される女性労働者——逸失利益の男女間格差——
- 第9章 画一的な事故処理——弁護士の論理・裁判所の論理——
- 終章 日常化した交通事故——くるま社会の非人間性——

2 その論点（問題提起）

- ①保険に入っていれば、加害者は賠償責任なしで本当によいのか？
 - ・「保険にまかせっきり」との批判は？
 - ・金融ビッグバンによる保険料率の自由化、無保険車の増大は？
- ②保険会社、弁護士はビジネスとして、賠償交渉をしているのか？
 - ・自賠責保険の意義（被害者救済）
 - ・任意保険の意義（賠償責任の補填）
 - ・保険会社の示談交渉の意義
 - ・弁護士の示談交渉の意義
- ③加害者の刑事処分は軽すぎるか？
 - ・業務上過失致死で執行猶予は妥当か？
 - ・重刑にすれば事故は防止できる筈だが、それは妥当か？
 - ・他の犯罪の刑罰とのバランスは？
 - ・「交通事故は代替性あり」をどう考えるか？
- ④賠償額の定型化・定額化は不当か？
 - ・後遺障害等級制度の意義と限界
 - ・逸失利益の計算方法の意義と限界
 - ・慰謝料額の定額化の意義と限界
 - ・入・通院慰謝料の定額化の意義と限界
- ⑤男女差、子供差などの「メニュー」は不当か？
 - ・男女差、年齢差による収入差と賠償額？
 - ・メニューという言い方は妥当か？
 - ・自賠責基準、任意保険基準、弁護士基準、裁判所基準の現実をどうみるか？

⑥訴訟の場で被害者の気持ちは伝わっているか？

⑦くるま社会の非人間性を問う！

3 坂和は平成9年9月に本書を読み、著者宛に感想・意見を送付

(坂和意見の要旨)

① 筆者は交通事故の刑事事件、民事の損害賠償の交渉・調停・裁判の

処理についての現状・問題的はそれなりに把握しているものの、筆者の根底にはこれらの制度・現状に対する被害者の両親としての不満があまりにも強くあるため、本書での主張は「あれもダメ、これもダメ」の論旨に終始している。ならばそれをどうすればよいのかという点については全く記述がなく、抽象的な「人間としての尊厳」という言葉で批判するだけとなっている。

② 賠償交渉にビジネスの側面があることは当然のことだと私は考えてい

る。しかし筆者の論旨はこれを批判するばかりか、その批判は全く説得力がない。そこで言っているのは、「娘を返せ」という感情論から出発した批判ばかりである。

③ 定型・定額化している損害賠償についても、西原説と実務の扱いを説

明し、批判しているが、ならばどうするのかという点には全く目がいていない。定型化・定額化とは、他にもっといい方法がないからやむを得ずその方法をとっているというだけの知恵であることを率直に認めるべきである。

④ 軽すぎる刑罰の論述も1つの考えとしては当然理解はできるが、その

考えは「被害を受けた父」の考え方（一方例）である。考えるべき問題は「国民の一般的な考え方はどこにあるのか」ということである。

勿論、たとえば交通事故（とりわけ信号無視や明白な加害者の過失によるもの）により人を死亡させた場合、たとえば最低懲役5年と定めれば威嚇効果があることは当然だが、それが「私もドライバー、私のお父さん、お母さんも買物に車を使っている」という日本の社会の中で受け入れられるか否かが問題である。まさに、良くも悪くも交通事故の刑事処分は「被害者と加害者に代替性がある。誰もが被害者にもなり得るし、加害者にもなり得る」という現状の日本の社会の中で決められているものである。

⑤ 画一的な事件処理、裁判所の判断、法の世界のもたれ合いの記述に

ついては、ナンセンスとしかいいようがない。逸失利益の算定方法が裁判所により異なるというのはむしろ筆者の立論からすれば（個々の裁判官が個々の事件毎に自己の判断を下すものだから）当然だと思う。また東京での収入と田舎の都市での収入がちがうのは当たり前だから、それによる相異があるのも当たり前のこととなる。

逸失利益の計算について、ホフマン、ライブニッツのいずれを使うかによる違いが裁判所によって顕著というのは確かに違和感があり、問題点はあると思うが、それはそれとして批判すべきものである。

また法の世界のもたれ合いをみて、「弁護士というのはもともと人間の倫理から外れる危険をはらんだ職業だということになる」（210頁）などというのは、あまりにもすごい結論で、ナンセンスだと思う。

- 1 交通事故遺族の会の活動をマスコミが紹介（平成10年夏）
- 2 関西TV「メディア・ドゥ」平成10年7月9日放映（60分）

「交通死・被害者は二度殺される」

- (1) ・二木雄策「交通死」
 - ・被害者矢伏氏（河内長野市）
 - ・片山隼君（東京都世田谷区）

の例を紹介

- (2) 被害者の訴え
 - ① 警察は捜査をちゃんとやってくれない。検察審査会の審査が不十分。
（捜査の不備）
 - ② 不起訴の理由が連絡されない。（手続的不備）
 - ③ 被害者はずっと被害をひきずっているのに、加害者はもとの生活にもどり
不公平（被害者と加害者の立場の不平等）
 - ④ 保険金が一律。賠償額が低い（民事賠償の低さ）
 - ⑤ 息子がとび出す筈がない（実体的真実は？）
- (3) 大阪地検の検事のコメント
起訴率の低下について
- (4) 坂和弁護士のコメント
損害額の定額化について
- (5) 番組をみた感想
 - ①被害者が可愛想という視点が強すぎ、あまりにも情緒的
 - ②民事賠償のあるべき姿への追及不足
 - ③刑事処分のあるべき姿への追及不足
 - ④交通事故対策のあるべき姿への追及不足
- (6) マスコミ・キャンペーンの効果（資料⑦）
 - ① ・矢伏氏のケース
 - ・民事損害賠償勝訴（放映後の平成10年7月16日）
 - ・不起訴不当と検察審査会に申立
⇒不起訴不当の議決
 - ② 片山隼君のケース
不起訴処分を取消し⇒起訴へ
 - ③ 平成10年夏から被害者等通知制度を導入
 - ④ ・「事故捜査官」制度の新設
 - ・全国の都道府県警に適正な交通事故・事件捜査と被害者対策の推進
を通達

第6 ある実務例を考える（資料⑧）

Q：違法駐車していたトラックAにバイクBが激突してBの運転手が死亡した場合、Aは損害賠償や業務上過失致死の責任を負うか、それとも駐車違反の反則金だけか？

- A：①同種事件が年間2500件あり
- ②うち100件以上が死亡事故
 - ③近時は違法駐車に法的責任を認めるケース多い
 - ④さらに道路管理者の責任を認めるケースもあり

第7 まとめ

1 保険について

- ・ 保険の意義の再確認
- ・ 自由競争・金融ビッグバンの理解
- ・ 自己責任の確立

2 交通死について

- ・ 現代社会において車は不可欠なもの
- ・ 車を動かすことが大きな社会的責任を伴うことの自覚が大切
- ・ 事故に対してもまた自分自身に対しても厳格であるべき
- ・ 交通事故は車と車の問題でも、人と車の問題でもない。人と人との問題であり、人間一人ひとりの内面の問題だ。

以 上